

# 明治後期地方中間層の中学校像とその変質

——中学校設立運動を中心として——

教育哲学・教育史研究室 米 俊 彦

Middle Class Views of the Middle School and the Changes that Took Place There in the Latter Term of the Meiji Era

—Focusing on the Movements for the Foundation of Middle Schools—

Toshihiko YONEDA

The number of middle schools rapidly increased from 62 in 1892 to 258 in 1902, largely due to the efforts of regional movements promoting more schools on the part of the upper and middle classes. The middle class had ambiguous and diverse views of those schools. Through the organization of the secondary school system from about the turn of the century, the educational level was raised, and the movement to increase the number of schools died.

## 目 次

### はじめに

- I. 中学校設立運動の展開
  - A. 神奈川県立第三中学校（厚木）
  - B. 千葉県立千葉中学校成東分校
  - C. 埼玉県立第三中学校（川越）
- II. 中学校への期待
- III. 中等教育制度の整備
  - A. 中学校数増加の鈍化
  - B. 新設中学校の教育機能
- 千葉県立佐原中学校の事例——
- IV. 中学校像の変質とその意味

### はじめに

明治維新後、我が國の中学校制度は階層的基盤をもたずに発足した。明治10年代を通じて行なわれた中学校正格化政策により、中学校の教育水準は非常に高いところに維持されることになり、ますます階層的基盤をもちにくくなつた。10年代半以後その影響を現わし始めた松方デフレは、これに追い撃ちをかける結果をもたらした。當時まで中学校を主として支えていた士族の多くが没落し、またようやくその支持基盤になり始めていた上層農民も大きな打撃を受け、一部は没落していった。19年の

中学校令によって府県立中学校は1校に制限されたが、各地の府県議会ではその1校しかない中学校を廃止すべきだという論調が高まっていた。本山幸彦氏はこの問題について次のような重要な指摘をしている。

「当時の地方人民がもっていた現実の教育欲求の水準は、各種学校程度であり、町村立中学校は、大体これを少し上まわる程度の学校だったとすれば、文部省の要求した「中学校通則」の水準は、これにくらべてはるかにたかく、当時の地方人民の具体的な教育要求を無視して、いたずらに国家的立場からこれを押しつけたものといわねばならぬ、それによって、地方の中学校が自主的に、地方の実情に即した独自の道筋をたどって向上して行く方向を制度的に抑制したものといわねばならない。そして、明治一九年の「中学校令」は、地方税による学校を一府県、一中校と限定することによって、完全に国家的要求の立場から、地方における教育の主体的発展の道を遮断するにも等しい政策であった。」<sup>1)</sup>

ところが、20年代の後半に入ると事態は一変する。各地で大規模かつ組織的な中学校設立運動が起こり、多数の中学校が新設されて行く。全国中学校数は、25年の62から35年の258にまで増えた。この現象は、中学校を支える何らかの新しい階層が形成されたことを推測させるものである。

32年には改正中学校令が発布され、その後35年までの間に設備や教科内容に関する細かい規定が出される。これら一連の中学校制度の法的整備によって、戦前期の中学校制度の基礎が確立したわけであるが、一方これと踵を接して30年代の半ば以後、中学校の増加は鈍くなつていった。その状態は大正中期まで続いた。

さて、以上の動向をふまえた上で本稿の課題とするところは次の3点である。即ち第一に、上記の明治20年代後半に形成されたと推測される中学校の新たな階層的基盤を、中学校設立運動の分析を通じて把握すること、第二に、彼らが抱いていた中学校像あるいは中学校への期待を捉えること、そして第三に、30年代前半の中学校制度の整備によってその中学校像あるいは教育要求がどのように変質していったのか、ということである。この三つの課題を追求することにより、中学校教育の確立期に先だって存在していた階層的基盤を確認することができると同時に、その階層の潜在的な中等教育要求が制度確立期において、いかに変質ないし消失されたかを明らかにしていく作業に連なると考える。

ここで、本稿において分析に用いることばの意味内容を簡単に整理しておきたい。

一つは階層区分の用語である。筆者は大橋隆憲編著の『日本の階級構成』に従って、全体を上層、中間層、下層に分けることにした。上層には高級官僚、5町歩以上の地主（寄生地主）、資本家等、中間層には中級官吏、5町歩以下の地主（手作地主）と自作農、中規模自営業者等、下層には下級官吏、自小作・小作農、零細自営業者等が各々含まれる。このうち本稿では中学校を支えた階層として中間層に注目する。

もう一つは進学要求と学校設立要求である。これまでの中学校史研究では、教育要求即進学要求と捉えられ、学校設立要求が軽視されてきた。学校設立要求は、単に子どもを既存の学校に通わせるだけの進学要求と比べ、要求の度合がはるかに強い。この要求は、地域全体が切実に学校を必要としている場合に限って現われる。中学校についてみれば、明治19年の中学校令発布以後、学校設立要求が高まったことが3回あった。一回目は本稿が取りあげる明治30年前後、二回目は大正後期、三回目は昭和10年代後半である。この学校設立要求を探って行けば、社会構造と学校との関連の一断面が捉えられると思われる。

本論に入る前に、簡単に先行研究を概観しておきたい。周知のように、明治半ば以後の中学校についてはこれまであまり研究されてきていない。ただ、中学校と階層との関係に関しては、教育社会学の分野でいくつかの

研究の蓄積がある。しかし、これらの研究では、主として在籍生徒に関する諸統計等に素材が限定されており、また特に明治中期以前には史料的な制約があって、十分な成果を挙げているとはいえない。さらに、そこでは中間層を新旧に区分し、中学校を支える階層が旧中間層から新中間層へと移行していくことが明らかにされているが、この分析方法は長い期間における変化を捉えるには有効であっても短期的な変動を分析していく場合にははじまない。

他方、中学校設立運動については、府県教育史等において断片的に紹介されているだけで、本格的な分析は今のところなされていない。

なお、最近出された天野郁夫氏の研究の中には本稿が扱う時期の中学校と階層との関係を具体的に述べている箇所がある。氏は、明治20年代に入って士族だけでなく「富裕な平民層」からも中等学校へ子弟を送る者が増えていったと指摘し、その根拠として次の例を挙げている。

「たとえば明治三十八年の富山県尋常中学校の在学者の職業別をみると、官公吏・教員・医師・弁護士、それに銀行・会社員などの近代セクターの出身者の34%に対して、地主等の農業者が44%，御・小売などの商業者も18%を占めるようになっている。さらにいえば農業者のうち小作業はゼロ、自作農もわずかに1%にすぎず、事実上すべてが地主層によって占められていた（『教育と選抜』（『教育学大全集』5）pp.62～63）。」

この指摘には史料の扱い方に関し、二つの問題があると思われる。第一に、地主とそれ以下で階層区分がなされているが、中学校の階層基盤の分析のためにはマクロに過ぎないか、ということである。むしろ寄生地主と手作地主との差異を問題にすべきである。第二に富山という地域、明治28年という時期の特殊性を考慮すべきである。即ち当時の富山県には中学校は1校しかなく、従って28年の在籍生徒の中に農村の中間層子弟が多数含まれている可能性はもともとなかった。中学校増設の前後では、在籍生徒の階層構成に大きな差があったはずである。なお、本稿のⅢでは、中学校の増設後の階層構成に具体的に触ることにする。

最後に本稿で用いる史料について触れておきたい。今回は東京周辺の事例に限定せざるをえなかったが、中学校には地域差があり、階層的基盤という点に限ってみても、なお士族の力が強く残っていた地域（主として旧大藩所在地）もある。そのような所にある中学校では、30年代に入つてもなお士族の生徒が過半数を占めていた<sup>2)</sup>。従って地域差を考慮することによって問題をもっと構造的に捉える必要があるが、これは今後の課題としたい。

表1 全国道府县财政支出总额

年 度(明 治)	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
金 額(百万円)	21	23	25	26	25	32	40	42	49	52	53	57	59	47	46	54	66	75	73

(注) 百万円以下は四捨五入、江見康一・塩野谷祐一編『長期経済統計』7より作成、原典は『明治大正財政詳覧』。

## I. 中学校設立運動の展開

中学校設立運動は、明治20年代半ばから30年代初めにかけて全国各地で行われた。その結果として既述のように中学校数は大幅に増加し、一府県当りの校数は、20年代前半には1校であったのが、30年代半ばには約5校になった。20年代前半に各地の府県議会で、中学校廃止論が盛り上がっていたことから考えれば、短期間で地方の人々の中学校に対する考え方方が大きく変化したことが推測できる。

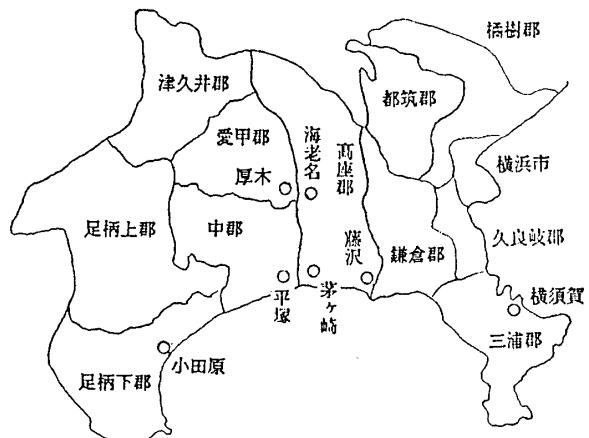
本稿はこの変化を直接的な対象としているのであるが、なぜこのような現象が生じたかということは、中学校設立運動を考える上で必要だと思われるので、三点だけ簡単に述べておきたい。

第一は、中間層の階層としての形成である。松方デフレ以後、階層分化が進行して行く過程で、とりわけ下層と明確に利害を異にする形で中間層ができるてくる<sup>3)</sup>。彼らは、地域の政治・経済・文化の発展の実質的な担い手として、資本主義の浸透に伴う激しい地域間の経済的競争に勝ち抜くために、鉄道・道路・河川・橋・学校等の社会資本の整備に積極的に乗り出して行く。中学校設立運動はこの社会的な大きな流れの中に位置づけられる。

第二は、政治場面における、民力休養論から民力育成論への転換である。背景には上記の経済的社会構造的変化があり、20年代前半の帝国議会や府県議会にみられたような民党の民力休養論が影をひそめ、代わって民党政自身が、税負担の増大を覚悟の上で、積極的な財政政策を求めるようになった。地域の利害対立もからみ、府県財政の規模は表1のように、20年代末から30年代初頭にかけて急激に拡大した。

第三は、学校観の変化である。即ち中間層以上の子弟にとって、中学校は必要なものとみなされるようになったのである。それまで各種学校に分類されていた英・数・漢学を教える私塾が担ってきた教育機能を、公教育体制がこの時点で吸収したともいえる。この問題はⅡで考えたい。

以下三つの中学校設立運動の事例の分析に入りたい。



1

#### A. 神奈川県立第三中学校（厚木）

神奈川県は明治20年代を通じて公立中学校を1校も設置していない唯一の県であった。東京への遊学が容易であったことが最大の原因であろう。第一中学校は28年末の県会で予算が通り、30年初めに久良岐郡戸太町（現在横浜市）に設置された。また第二中学校は32年末の県会で予算が通り、34年4月に足柄下郡小田原町に設置された。この32年末の県会では、小田原の他に厚木（愛甲郡及び高座郡北部）や藤沢（高座郡南部）等が誘致争いに加わっており、これらの地域の強い要望で33年4月に臨時県会が開かれた。ここでは欠席戦術をとる反対派議員を誘引して出席させる等の激しい攻防の末、厚木派が勝利を取めた<sup>4)</sup>。

34年5月の文部省告示によって設立地は高座郡海老名村に決まった。厚木町と海老名村は相模川をはさんで隣接している。両者は県会では藤沢派と争う必要から同盟していたが、予算を獲得した後は、設立地をめぐって互に争ったことが推測される。

ところが、期限とされた34年3月までに海老名村から敷地が献納されないので、34年1月から愛甲郡が設立地変更を求めて動き出した。結局これが成功し、3月には同郡南毛利村（現厚木市）への設置が改めて告示された。

この経過については、当時愛甲郡書記として運動に参加した霧島久円（南毛利村の名望家で、この地域の自由

民権運動のリーダーであった)が著わした小冊子『神奈川県立第三中学校創立略史』によって知ることができる。ただし、彼は郡長を中心とした郡役所の動きを描いており、県・郡議、町村長、町村議等の各地域での活動は全くわからない。ただ末尾に町村別の寄附金(設立費の一部として県に納入したもの)納入者名簿が付されており、これによって間接的にではあるが、運動の担い手を明らかにすることができる。

寄附金は郡内の12町村666名から7,869円余が集められた。郡内にはこれ以外に5村あり、そのうち4村は南毛利村に極めて近い。なぜこの5村から寄附がなかったのかは全く不明である。

10円以上の寄附者140名については金額と氏名が記されており、10円未満の寄附者526名は町村別に人数が書かれてある。

全寄附者数666というのは12町村全戸数の約14%に相当するが、町村別にみると、南毛利・玉川・荻野・依知・三田・宮ヶ瀬村のように、小額寄附者の割合が高く、

従って寄附者数が比較的多いところ(おそらく階層分化が弱く、小地主や自作農が多数存在する地域)と、妻田・中津・愛川村のように、高額寄附者の割合が高く、従って寄附者数が比較的少ないところ(おそらく階層分化が進み、中規模以上の地主と多数の小作農から成る地域)に分けられる<sup>5)</sup>。階層構造にはかなりの地域差があった。また厚木町の場合は商業地域なので、独自の階層構造をもっていた。

次に寄附者を個別にみていきたい。

まず所有地価1万円以上の大地主は、31年7月現在で郡内に5名いる(表3参照)。

大地主の寄附額は、全寄附者中の上から5番までを占めている。中丸はかつて私塾を経営したことがあり、29年からは銀行役員となっている<sup>6)</sup>。永野毅は、この地域の民権運動のリーダーであった永野茂の孫で、当時はまだ小学生であった。彼は三中から帝大に進み、厚木中(三中が改称されたもの)校長、立教大教授になり、同時に村議、村長、郡教育会長を歴任した<sup>7)</sup>。

表2 神奈川三中設立費寄附者の町村別金額別人数

町村名	700円	500	300	150	100	~70	~50	~30	~20	~10	10未満	計	戸数
南毛利				2	1		1	5	5	12	164	190	604
厚木						4	3	4	11	8	34	64	715
玉川				1			1			4	59	65	382
荻野							1		3	7	65	76	745
依知		1							2		75	78	543
三田							1		2	1	27	31	180
下川	1								1	2	14	18	116
入田			1							4		11	156
妻林					1	3			2		2		4
中津				1				3	2	16	34	56	533
愛川								1	3	7	40	58	627
宮ヶ瀬					1					2	12	15	90
計	1	1	1	4	3	7	8	17	39	59	526	666	4,770

(注) 寄附金総額は7,869円余、戸数は35年12月31日現在(明治35年『神奈川県統計書』)。

表3 大地主の寄附額

氏名	住所	所有地価	現職(34年3月)	寄附額
中九重郎兵衛	依知	20,980円	郡議	500円
永野毅	妻田	20,037円		300円
佐野市郎	下川入	18,836円	郡教育会長	700円
山口泰	南毛利	11,571円	村長	150円
熊坂弁藏	中津	11,333円	村議	150円

(注) 大地主の氏名とその所有地価は『愛甲郡制誌』(大正14年)による。

表4 建設委員・運動委員の寄附額

	氏名	住所	現職(34年3月)	寄附額	備考
建設委員長	佐野市郎	下川入	郡教育会長	700円	大地主
建設委員	中丸重郎兵衛	依知	郡議	500円	"
"	渋谷常八	厚木	"	80円	
"	黄金井為造	玉川	"	150円	
"	川井濤	妻田	"	70円	
"	霜島甚四郎	南毛利	"	150円	
運動委員	早川耕造	〃	県議	50円	
"	小島仁之助	林		0円	のち県議

表5 委員以外の現職郡議・町村長の寄附額

	氏名	住所	寄附額
郡議	中村正造	中津	35円
"	難波惣平	荻野	10円未満
"	石井道三	〃	10円
"	小宮富次郎	南毛利	25円
郡議・村長	染谷三郎	愛川	30円
町長	後藤宗七	厚木	10円
村長	山口泰	南毛利	150円
"	山本泰一郎	玉川	10円
"	小林栄太郎	依知	20円
"	足立原方三	中津	15円
組合村長	落合梅造	妻田	20円

設立運動の建設委員・運動委員は表4に、また委員以外の郡議と現職町村長は表5に示した。

建設委員以外の寄附額は多くない。郡議や町村長は各地域での運動を中心的に担ったはずであるから、これによつて彼ら中間層の運動への深いかかわりが推測される。

昭和2年発行の人名辞典『自治団体之沿革 神奈川県名譽録』(篠田皇民編)には、10円以上の寄附者21名が掲載されており、その略歴を知ることができるが、中には後の貴・衆院議員で京王電鉄の社長となった井上篤次郎(寄附額20円)を始め、電気会社や自動車会社を経営した人物が彼以外にも3名含まれている。愛甲郡のような山村の中学校設立運動の担い手の中にも近代産業を自ら営んだ人物が含まれていたことは注目すべきである(大地主の中丸重郎兵衛も銀行資本家であった)。

また、この21名の中に自分の子弟を厚木中学校に入れたという記述がある者が7名もあり、また厚木中を経たとは書いていないが子弟に高等教育を受けさせたとある者が3名いる(このうち1名は長男を京都帝大、次男を厚木中に入れたとあり、前の7名にも含めた)。設立運

動の担い手のかなりの部分が実際に自分の子弟を中学校に入れていたことがわかる。

最後に自由民権運動との関連について触れておきたい。ここは全国でも有数の豪農民権の盛んな地域であった。時期が少し離れるが、明治17年当時の民権運動関係者の諸名簿<sup>8)</sup>と、34年の中学校設立運動での10円以上の寄附者(140名)を照合すると、29名の重複者を見出すことができる。この地域の豪農層が、民力休養論から民力育成論へと転換したことが如実に示されている。

#### B. 千葉県立千葉中学校成東分校

千葉県には明治31年まで千葉中学校1校しかなかった(31年に私立成田中学校が開校した)。30年末の県会で第二中学校(北条=現館山市に設置予定)設立予算が否

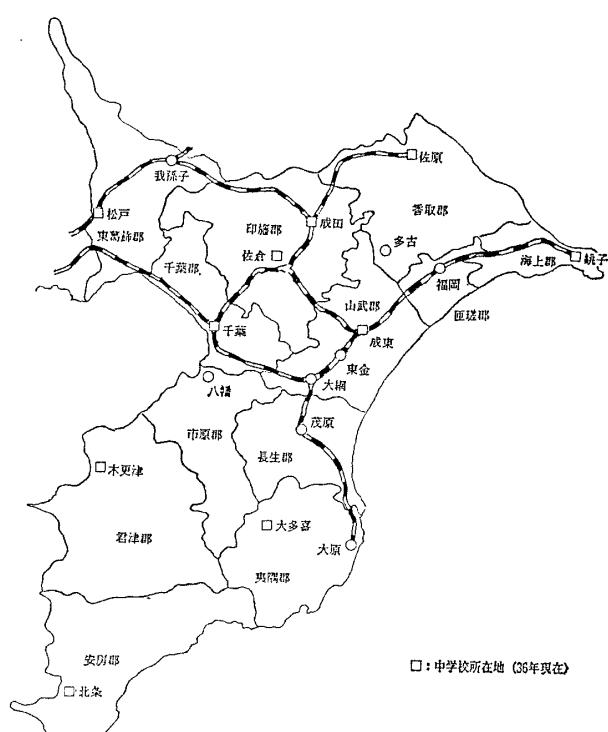


図2

決されたが、翌31年末の県会では、佐倉・佐原・銚子・木更津・木多喜（分校）・北条の6中学校設立予算が提出され、さらに会期中に成東分校予算も加わり、北条予算を削除しただけで、一挙に6中学校の設立を決定した（大多喜は本校に、木更津は分校に変更された）。この動きは、憲政党が各地の中学校設立運動を吸いあげ、さらに知事と結んで引き起こしたものであった<sup>9)</sup>。なお翌年には安房中学校（北条に設置）、34年には松戸分校の予算が成立し、県内の中学校は10校となった。

山武郡成東町では、既に明治30年に第二師範学校の設立運動を行なっている（結果は失敗）が、31年には郡内の東金町と争いながら、憲政党と結びつくことによって（東金町は憲政本党）中学校設立に成功した。

山武郡内で先に動いたのは東金町であったようである。31年10月の初頭から東金町内の有力者の間で話が進められ、同月22日の町会で県立中学校設立建議を出すことを決めた。そして郡からも建議を出すために24日に臨時郡会が開かれることになったが、これを知った成東町では、郡会の当日に町会を開き、成東への中学校設立を求める建議を出すことを決めている。24日の郡会では、不利を悟った成東派が欠席戦術をとって抵抗したが、東金派は多数派工作を行なって、翌日東金への設置を求める建議を通過させた。

その後両町は個別に運動を続けつつ、運動の統一のために協議を行なったが成功せず、結局成東町から選出されていた憲政党所属県議土屋作太郎が、県会で多数を占める憲政党の支持を取り付け、既述のように会期中に追加予算を提出させて可決に持ち込んだ。東金町ではなお郡立中学校の設立を計画したが、失敗に終わった<sup>10)</sup>。

さて、ここでの中学校設立運動の担い手であるが、東金町の方では31年12月8日に700名の集会を行なったという記録<sup>11)</sup>があり、運動の横への広がり方がわかるのであるが、成東の方はこの点が明らかでない。そこで本稿では設立運動の中心的な担い手に絞って分析することにしたい。

中心的な担い手としては、31年当時の成東派の山武郡選出県議2名、成東町長及び町議7名の他、次の史料によつて若干名を知ることができる。一つは、5円を寄附した豊成村の住民土屋栄三（のち村議、村長となる）に対して「県立成東中学校発起惣代」と称する鈴木恒次郎（28年から1期村議）、佐瀬久左衛門（22年から1期村議）、村井雄蔵が発行した領収証、二つめは、32年9月に県議となった鈴木祥英が、その前の月に源村村長並木和三郎に対して、寄附金の取まとめを催促した書簡、そしてもう一つは、寄附金の不足を補うために部落有財産

表6 成東分校設立運動関係者の直接国税納税額

	農業	税額
伊庭 弘道（成東町長）	農業	60円
筋金右衛門（成東町議）	〃	15円
椎名 三危（〃）	農業	29円
斎藤 弥吉（〃）	〃	40円
大高林太郎（〃）	会社経営	43円
塚本 正修（〃）	農業	15円
菊池誠三郎（〃）	大河内正道（〃）	
渡貫徳三郎（成東町板附人民総代）	農業	20円
土屋作太郎（成東町出身県議）	〃	21円
行木弥三郎（鳴浜村 〃）	〃	54円
鈴木 祥英（睦岡村 〃）	〃	
鈴木恒次郎（豊成村成東中学発起）	佐瀬久左衛門（〃）	32円
村井 雄蔵（〃）	〃	11円
土屋 栄三（豊成村寄附者）	〃	23円
並木和三郎（源村村長）		

を売脚することを求めた成東町住民（代表者は筋金右衛門、渡貫徳三郎）から町会への建議である。

これらの史料に名前が出てる人物8名を含む17名の関係者の氏名を、明治35年発行の『千葉県紳士名鑑』と照合した結果が表6である。この『名鑑』には、県内の衆議院議員選挙有権者（直接国税10円以上）の全氏名とその職業、直接国税額が記載されている。35年8月の総選挙に合わせて作成されたものと推測され、従って職業や税額は34年現在のものであろう。31年末から32年にかけての設立運動とは2年ほど開いているが、この間に死亡、転居した者はほとんどないと考えられるので、職業と税額が不明の人は税額が10円未満であったとみてよいであろう。

中心的な運動の担い手と考えられる人物の中にも税額のかなり低い人が多い。従って寄附に応じたり、集会に出席したりする形で運動に関わった多数の住民については、その大部分が中間層であったといえよう。

### C. 埼玉県立第三中学校（川越）

埼玉県は、19年中学校令の発布以後、約10年間県立中学校を設置しなかった。神奈川県と同様に、東京への遊学が容易であったことが大きい。しかし20年代の末になると、各地域から中学校設立要求が出され、28年5月の臨時県会で第一（浦和）、第二（熊谷）中学校の設立予算が成立した。さらに同年の県会でも、川越と柏壁に分

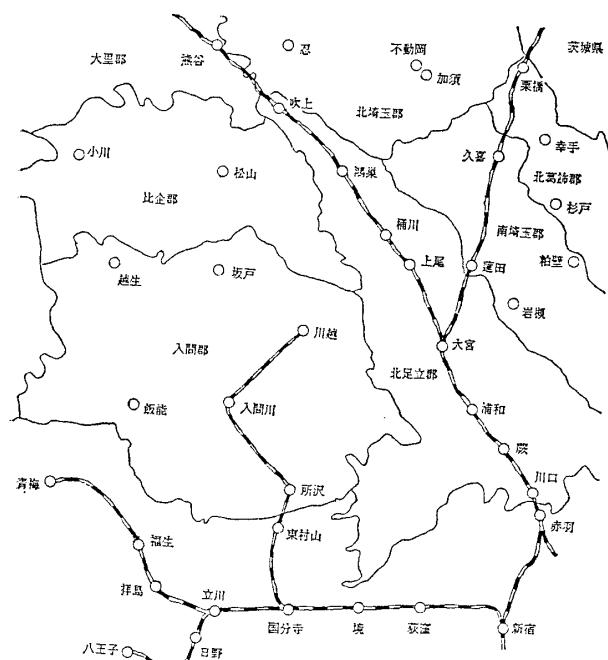


図3

校を設置することを求めた建議が可決された。29年には大水害があって中学校の増設は見送りとなつたが、30年末の県会では、第三・第四中学校が共に本校組織で設立されることが決定した。

入間郡川越町は、江戸時代から域下町として、また周辺農村で生産される米・茶・生糸の集散地として栄えてきた。明治に入ってもさらに商工業都市への発展を続けていた。ただ、県庁が浦和に置かれ、鉄道もやはり浦和回りとなったことで、県内における地位が相対的に低下しつつあった。ここでは士族の存在及び商工業の発展と中学校設立との関連が重要なポイントである。

川越町では、第一・第二中学校の設立予算が県会で審議される前から設立運動が行なわれている。28年県会では浦和・熊谷に敗れたが、さらに運動を続け、30年末の県会でようやく予算を獲得した。

31年2月、町内の喜多院を会場として、運動の中心者を慰労する盛大な催しが行なわれた。ここで慰労されたのは、「委員」11名と「有志」16名である。「委員」のうち6名は27年以来4年間にわたって活動してきた人物で、残り5名は30年に追加された「委員」である。この催しを開いたのは「発起人」100名で、さらにこの催しのために20銭から5円までの寄附が45名の「寄附者」から出されている。「寄附者」と「発起人」は26名が重複している。そしてこの催しに会費20銭を払って出席した「会員」は443名（このうち11名は「寄附者」、「発起人」と重複）で、以上の全参加者578名の氏名が『川越町中学設置運動委員有志者慰労会会員名簿』に記載されてい

る。この『名簿』を手がかりとして、運動の中心部分（「委員」及び「有志」）と周辺部分（寄附者以下）の両方を分析することができる。

分析に用いた主な資料は、①『川越市史資料集』3、②『川越市史』4、③『川越商工会議所五十年誌』、④『明治三十三年三月川越商業会議所会員被選挙人名簿』、⑤明治41年版『川越案内』付録「職員人名簿」「商工人名簿」である。まず①・②によって公職に就いたことのある人物が、③～⑤によって商工業者が判明した。しかし農業関係者を知る資料はほとんどない<sup>12)</sup>。また川越町の周辺の村の村長・村議の氏名は資料①によって知ることができるが、『名簿』と重複する人物は1人もいない。従ってこの500余名が全て川越町民であったか否かも今のところ不明だが、判明したものは全て町民であった。結局これらの資料によって身分・職業・活動歴等が明らかになったのは全体の半分にも満たない。特に「会員」の三分の二が不明である。ここでは明らかになった分について述べることにする。

「委員」・「有志」・「寄附者」・「発起人」についてまとめたものが表7である。

ここで商業会議所について述べておきたい。町の全戸数3,500戸のうち商工業者は2,700戸を占めていた。商業会議所は明治33年に設立されたが、その「会員」（30名）は4年毎に選挙で決められた。資料④によれば、明治33年の被選挙権者（表7では「被」で表示した）は62名、選挙権者（選挙権のみを有する者、同じく「選」）は99名であった。「会員」については、資料③によって大正4年までに選出されたことのある人物を「会」と表示した。上記のことから考えて、「会員」は町の商工業者のトップリーダーであり、同時に町全体のトップリーダーでもあったといえる。

「寄附者」・「発起人」と重複していない「会員」（『名簿』の方の「会員」）432名については、身分がわかるのは13名だけである（士族2名、平民11名）。職業は138名について判明するが、ほとんどが商業者（129名）である。商業者の業種別内訳は、繊維41名、穀物25名、食品21名、雑貨19名、燃料肥料8名等となっている。このうち大正4年までに商業会議所会員となったのは11名、明治33年当時の会員被選挙権者は35名、同選挙権者は21名である。商業者以外の9名の内訳は、医師4名、農業2名、小学教師・弁護士・町役場書記各1名である。また公職については、町議経験者10名（うち1名は設立運動当時の現職）、区議経験者4名（全員現職）が含まれていることがわかった。

運動の中心部分には士族が多く含まれているが、彼ら

表7 「変員」・「有志」・「寄附者」・「発起人」の身分・職業・活動歴

氏名	身分	職業	27~30年の公職	商	その他の活動歴
〔27~30年委員〕					
岩沢 虎吉	平民	農業	郡議, 助役, 町議, 常設委		区長
岡田 秋葉	士族	農業	町議		
渡辺 政方	平民	水車業	助役, 町議, 区議, 区長	会	収入役
竹谷 兼吉	平民	農業, 会社社長	県議, 町議, 区議, 区長, 学務委	会	
中井 尚珍	士族	農業		会	町長
綾部 惣兵衛	平民	薬商	県議, 郡議, 町議, 区長, 学務委	会	衆院議員
〔30年追加委員〕					
太田 元章	士族	農業	助役, 町議, 学務委		収入役
高橋 幸助	平民	織物仲買	町議, 学務委	会	郡議
田中 五郎兵衛	平民	薬商	区長, 学務委		町議
坂田 一清	士族	地主	町議, 区長		助役, 学務委
佐々木 駒太郎	士族	地主	町議, 区議		
〔有志〕					
戸田 与八	平民	小間物商	町議, 区議	会	
大屋 慎太郎	士族	歯科医	区議		町議
横田 準之助	平民	会社員		会	郡議, 町議
山崎 覚太郎	平民	茶文具商	区議, 区長	選	助役, 学務委
町田 茂兵衛	平民	飯店	町議, 区長		学務委
阿部 親昵	士族	牛乳商	町議, 区議		学務委
綾部 清兵衛	平民	洋物商	町議, 区議, 区長, 常設委	会	助役
綾部 喜右衛門	平民	金物商	町議, 区議, 学務委	会	
綾部 勝五郎	平民	薪炭米穀問屋	町議, 区議, 区長	選	
佐野 三綱	士族	農業, 代弁業	助役, 町議, 区議, 常設委	被	区長
北野 俊太郎	平民	金物商	町議, 区議	会	助役
水村 岩三郎	平民	雑貨商	町議, 区議	被	
水口 忠右衛門	平民	水車業	町議	被	
菅間 定次郎	平民	書籍・文具商	町議, 区議, 常設委, 学務委	会	
印藤 元右衛門	平民	質織物仲買	町議	会	
稻葉 道之	不明	不明	不明		不明
〔寄附者・発起人〕(2名不明)					
綾部 利右衛門	平民	肥料問屋		会	町長
小川五郎右衛門	平民	鋳物製造業		会	町議, 区長
安斎 権充郎	平民	農業		会	町議
神田 弥三郎	平民	織物仲買		会	町議, 学務委
滝内 英郎	士族	地主		会	町議
山内 庫之助	士族	弁護士			郡議, 町議
味岡 資規	士族	小学校教師		選	町議
小山 文蔵	平民	煙草製造業		会	町議
西田 幸太郎	士族	農機具販売業		選	町議
木田 德次郎	平民	木材商		会	町議
小田 謙太郎	士族	画工		選	町議
桜井 半造	平民	鉄砲自転車商			
松山 百太郎	平民	織物製造仲買			町長, 助役
山崎 豊	源七	銀行役員		会	
		酒類商		会	

氏名	身分	職業	27~30年の公職	商	その他の活動歴
山崎 勝右衛門		荒物商		会被選	
水村 常蔵		機具商		選	
利根川 筆吉		生糸商		選	
斎藤 藤吉		織物商		選	
日吉 五郎兵衛		菓子商		選	
小高 貢		医師			
斯波 至		医師			
丹羽 倉吉		染物商			
黒田 吉政	士族				
〔寄附者〕(11名不明)					
菅間 正作	平民	織物商	収入役	会	町長, 助役
沼田 治兵衛	平民	呉服商	町議	会	
高山 仁兵衛	平民	太物商		会	
細田 長兵衛		織物商		被	
山本 喜代平		青物商		被	
関谷 幸十郎		銀行員		被	
福田 其吉		時計商		被	
河内 城太郎	士族	洋物医	区長		
〔発起人〕(50名不明)					
川上 祐司	平民	問屋店員	助役		助役
今沢 金藏	士族	公業吏			収入役
林林 定之	士族	農業子	町議		
栗原 与七	平民	菓業商	町議, 常設委		
筋野 勘三郎	平民	農業業			
小峰 金八郎	平民	農業業			
小山 中佐代吉	平民	薬業商			
喜多 欽一郎	士族	地主, 水車業		会	町議
森田 芳次郎	平民	醤油製造業		会	町議, 区長
齊藤 常之丞	平民	商業業			県議, 郡議, 町議
岩沢 次郎	平民	農業業			町議
米倉 実	士族	小学校教師	区長		土木委
菅野 政五郎	士族	肥料商	学務委		
綿貫 喜兵衛		青穀物商			
田中 市右衛門		穀油商			
齐藤 代五郎		織物商			
田中 定吉		医師			
石田 惣七		医師			
新井 秀雄		医師			
赤坂 発庵		医師			
齐藤 鉄五郎		菓子商			
吉田 関太郎		書籍商			
戸田 馬藏		織物商			
山本 常安	士族				

(注) 商の欄については本文参照。区議は川越町内の大字川越に置かれていたもの。区長は全川越町を29区に分けて町政末端事務処理のために置かれていたもの。

が旧川越藩士としての意識を核として結束していたのは明治20年代初めまでで、既にそれ以前から町の政治・経済の実権は平民の商人が握っていた。岡田秋葉は元家老ということで町長を長く勤めたが、実質的なリーダーは竹谷兼吉・綾部惣兵衛であった。また秩父事件の際に川越土族を率いて鎮圧に協力した中井尚彦も、岡田の次に町長となつたが、彼は実業家として成功を収めることによって高い地位を維持できたのである。ここに出てくる他の士族も同様である<sup>13)</sup>。

商工業関係者のかかわりは、厚木や成東の事例ではあまりみられなかつたが、ここでは彼らが中心的な役割を果たしている。33年に商業会議所会員に選ばれた、当時の町の商業界のトップリーダー30名のうち、11名が「委員」・「有志」として中学校設立運動を推進した人物であった。また、29年から31年にかけて設立された川越商業銀行、川越貯蓄銀行、川越貯金銀行の役員は合わせて13名いるが<sup>14)</sup>、この中に「委員」・「有志」は5名も含まれている。設立運動の中心的担い手の多くが、地域の産業化、近代化の直接的な担い手であった。

他方、多数の中間層が運動の周辺部分だけでなく、中心部分にも加わっている。「委員」や「有志」の中には地主でない農業者、あるいは商業会議所会員選挙権を有していない商人等が含まれている。ここでも中学校設立に関わったのは上層と多数の中間層であった。

### III. 中学校への期待

三つの事例によって中学校設立運動が上層と多数の中間層によって行なわれていたことが明らかになった。しかし彼らが中学校についてどのようなイメージをもっていたか、中学校に対して何を期待していたかについては、これまで全く触れてこなかった。ここではこの点について考えてみたい。

まず前提として次の二点に留意したい。

第一に、中学校設立運動の担い手であった上層と中間層は、中学校に対して同じことを期待していたわけではない。両者の中学校像を分けて考えることが、明治30年代半ば以降の中間層の動向を考える上で重要である。

第二に、中学校をなぜ必要とするかについてほとんど何も語られなかつた。これは、明治10年代において、民権論者が中学校教育への国家権力の干渉を排除し、教育の自治を確保するための議論を盛んに展開していたことと対照的である。20年代を通じて官と民との間の理念的な対立は解消した。対立があったとすれば、それは利益配分のしかたについてであった（却ち軍備拡張を優先す

るか、産業育成のために投資するか、地方農村に還元するか）が、官と民、国家と地方との対立は巧妙に地域間対立（競争）へと透導されていった。中学校設立についても、他地域との競争に関心が集中しており、中学校とはどんな学校か、何が期待できるのか、といった議論はほとんど聞かれないのである。まして自分たちの地域に合った学校に変えていこうという発想は全くなかったといってよい。しかし同時に、中学校像が設立運動の参加者に全くなかつたわけではない。少なくとも量（中学校数）が増えることは質的な変化をもたらす。この質的な変化こそが彼らの潜在的な中学校像であったといえる。

そこで、史料的な制約はあるが、以上の二つの点に留意しつつ、設立運動の担い手の中学校像を論理づけてみたい。

自分の地域に中学校が必要であることの根拠として、第一に中等教育段階での東京遊學は、子どもに悪い影響を与えること（即ち東京は学習環境として不適切であること）、第二に、県内の中学校に入れる場合でも、遠くまで通学させたり、寄宿舎で生活させたりすることは望ましくないこと、そして第三に寄宿舎や下宿で生活させると学資が続かなくなること、等がある。特に学資の問題は重要なことで、千葉県山武郡会から知事へ宛てた建議の一節を引用しておく。

「我が国現時ノ状況ヲ観ルニ、小学教育ハ著シク進歩ヲ來タシ、進ンデ中学教育ヲ受ケント欲スルモノ多々益々發生スト雖モ、概ネ学資ノ足ラザルモノ又ハ事障ノ為メ遠ク笈ヲ負フコト能ハズ」<sup>15)</sup>

中学校への進学希望者が遊學不可能な階層にまで拡大したことを見ている。そして同時に、中学校への期待が必ずしも上級学校への進学準備教育だけにあったわけではないことがわかる。上級学校へ行くためには、卒業後さらに遊學しなければならず、また学資を出し続けることが必要となる。5年間中学校へ通わせるだけでも大きな負担であった。

そして当然のことながら、中学校のイメージも変化していく。埼玉県会から知事に出された建議の中には次のような表現がある。

「抑尋常中学ナルモノハ其学科ノ程度卑近ニシテ高等小学二年級ヲ終リタル者ハ無試験入学スルヲ得ヘキモノナルヲ以テ之ヲ換言スレハ尋常中学ハ即高等小学ノ少シク高尚ナル学校ニ過キス」<sup>16)</sup>

ここで述べられている中学校は、高校・帝大への進学ルートとして高い水準を維持していた20年代以前からの中学校とは違い、「卑近」という言い方によく現われているように、初等後教育を広く保障する学校というイメ

ージにかなり近い。

しかし、上級学校への進学機能が期待されなかつたわけではない。現実には高校への進学希望者が急増し、30年代に入る頃から入学難が問題とされ始める。中学校を要求したのは中間層だけではなかつた。上層にとっては中学校は初めから高等教育を受けるための一つの階梯でしかなく、また中間層にとっても次三男を自立させるために、無理をしてでも上級学校に進ませることが多かつた。

他方、中学校の完成教育への期待はどうであったのか。例えば神奈川県小田原町の有志193名から知事に出された建議には、次のような期待が述べられている。

「今ヤ郡制、県制及改正條約ノ実施ハ共ニ目睫ノ間ニ迫レリ、我子弟ハ宜シク此等地方制度ノ擧行彼我對等ノ品位ヲ保ツニ於テ相当ノ素養ナカラサル可カラス」<sup>17)</sup> これは地方自治の担い手を育て、また外国人と対等に交際できるだけの知識と教養を授けることを中学校に期待したものである。ことばで適確に表現されることはほとんどなかつたが、中学校へ行くことが中間層として必要な教養を身につけることになるという観念は存在したと思われる。しかし、その教養の中味や水準について、認識が一致していたとは思えない。5年という年限を長過ぎると思う人もいたであろうし、もっと実業に関する知識を教えてほしいと期待する人もいたかもしれない。

完成教育機能への期待は、上級学校への進学要求のように具体的な形を伴つて強く現われることはなかつた。井上毅文相によって創設された実科コース<sup>18)</sup>や実科中学校<sup>19)</sup>の制度に対しても、中学校の設立者は極めて冷淡であった。完成教育への要求を顕在化させるほど中間層は上層から分離していかなかったし、中間層にとっても進学機能は重要であった<sup>20)</sup>。

以上のように、中学校への期待は極めて多様で漠然としていた。上層と中間層の間で、また中間層内部において、期待の内容が微妙にずれていた。この多様な期待が現実の中学校教育の場面に、どのように受け入れられたか、あるいは受け入れられなかつたか、そしてそれはどのような結果をもたらしたのか次にこの点について検討したい。

### III. 中等教育制度の整備

#### A. 中学校数增加の鈍化

明治30年代の半ば頃になると、中学校設立運動は急速に下火となる。公立中学校に限つてみれば、明治35年の221校から大正6年の249校まで、15年間にわづか28校し

か増えていない。一府県当たりに換算すれば、増加校数は各1校にも満たない<sup>21)</sup>。

中学校の増加が止まつたのは、基本的には財政状況の悪化による。表1に示されているように、府県財政の規模は33年以降ほとんど拡大していない。37・38年度は日露戦争の影響で逆に大幅に縮小している。財政の枠としては、限界に近かつたといえる。

さらに府県財政中の教育費をみてみると。府県が管轄するのは師範学校と中等学校である。

明治19年の師範学校令では、府県は師範学校を1校設置することになつていたが、就学率の急上昇に伴つて小学校教員が大量に不足したため、30年10月に師範教育令及び師範学校生徒定員を定める勅令が発布された。前者によって師範学校の複数設置が認められ（第2条）、後者においては「師範学校ハ道府県管内学齢児童数三分ノ二ニ對シ一学級七十名ノ割合ヲ以テ算出スル全学級數ノ二十分ノ一以上ニ相當スル卒業生ヲ出スニ足ルヘキ生徒ヲ毎年募集スヘシ」（第1条）と規定され、府県は師範学校の拡張に迫られた。学校数の方は31年までの47校から40年の69校へとそれほど増加しなかつたが、生徒数は30年の9千人から35年の1万9千人にまで急増した。授業料を徴収する中学校等と異なり、逆に生徒に学資を支給しなければならない師範学校の場合には、わずかな拡張でも府県の負担は大きかつた。

明治32年には高等女学校令が発布された。その第2条では「北海道及府県ニ於テハ高等女学校ヲ設置スヘシ」と規定され、当時まだ府県立高等女学校を設置していなかつた40府県では、早急に設置する必要に迫られた。しかしそれだけでなく、男子に比して著しく教育機会を閉ざされていた女子のための学校の設立要求は強まつてゐたため、高等女学校数は32年の37校から38年の100校、さらに44年の201校へと急増した。

他方、32年の実業学校令では府県に対して実業学校の設置を義務づけていない<sup>22)</sup>。しかし文部省は、国庫補助を拡大すること等によって実業学校の拡大を促した。また同時に、そこには中学校への進学を抑制する効果も期待されていた。次の引用は、菊池大麓文部大臣が35年5月の「関東教育大会」で地方当局者や小学校の校長・教員に向かって行なつた演説の一部である。

「小学校を終つた所のものが尚進んで教育を受けようと云ふにはどう云ふことをすれば宜いかと云ふことを考へるのにこれは中学校程度の実業学校を設けなければならぬのであると思ふ、例へば商業の如き商家の子弟は中学校へ這入つて中学校の科程を履むよりは中学校程度の商業学校へ這入る方が其前途に於て余程都合

が宜い、（中略）農業の如きも矢張同じことである、農家の子弟が這入るべき所の中学校が所謂農業学校である、（中略）唯私の希望する所は無暗に中学校計りを建るとは云はないで、是等の中等実業の学校を矢張り中学校と同じやうに建ることにしたらば宜からうと思ふのであります」<sup>23)</sup>

文部省の期待通り、実業学校数は32年の192校<sup>24)</sup>から

39年の307校、さらに44年の503校へと急増していった。

以上のように、師範学校・高等女学校・実業学校の拡張のために府県教育費が支出され、中学校を増設させる余地はほとんど残されていなかったといえる。しかし、中学校以外の学校が拡張されたのに中学校が増設されなかつたのは何故であろうか。もし中学校設立運動が続けられていれば、中学校はなお増え続けたのではないだろ

表8 佐原中学校明治35年度入学者の階層、中退、成績、卒業後の進路の相互関係

A 中退者（30名）

生徒	学年	留年数	理 由	税額(円)	職 業
①	1		病 気	38	農業
②	"	1	家 事		
③	"		"		
④	"	2	"	131	農業
⑤	"		"		
⑥	"		"		
⑦	2		商業見習	50	農業
⑧	"		家 事	48	教員
⑨	"		"	69	農業
⑩	"		"	77	"
⑪	"		"		
⑫	"		"		
⑬	"		病 気		
⑭	"		家 事	10	農業
⑮	"		病 気	19	"
⑯	"		家 事	31	"
⑰	3		"	34	"
⑱	"		"		
⑲	"		"		
⑳	"	2	"		
㉑	"		"		
㉒	"		"	179	農業
㉓	"		"	12	"
㉔	"		病 気	36	"
㉕	4	1	家 事		
㉖	"	1	"		
㉗	"	1	"	81	農業
㉘	"	2	"		
㉙	"		"		
㉚	5	1	"	52	農業

B. 転校者（5名）

生徒	学年	転校先	税額(円)	職業
㉑	2	成城学校		
㉒	3	木更津中		
㉓	"	宮城一中		
㉔	4	千葉中		
㉕	"	第二開成中		

C. 卒業者（27名）

生徒	卒業年	卒業席次	進 路	税額(円)	職業
㉖	40	2	仙 台 高 工	28	農業
㉗	"	3	專 修 大 高	10	"
㉘	"	4	一 中 央 大		
㉙	"	5	中 央 大 學	101	農業
㉚	"	6	補 習 科	94	"
㉛	"	7	七 高		
㉜	"	8	國 民 英 學 會	56	農業
㉝	"	11	補 習 科		
㉞	"	14	早 大		
㉟	"	17	正 則 英 語 學 校	69	農業
㉟	"	18	家 業	77	"
㉟	"	21	"	27	"
㉟	"	24	正 則 英 語 學 校		
㉟	"	25	內 務 省		
㉟	"	26	中 央 大 業	38	農業
㉟	"	27	實 業	40	"
㉟	"	30	一年 志 願 兵	94	"
㉟	"	31	家 業	165	"
㉟	"	33	"		
㉟	"	36	內 務 省	14	農業
㉟	"	37	家 業	14	"
㉟	"	38	正 則 英 語 學 校	15	"
㉟	"	39	"	22	"
㉟	41	37	慶 大	65	"
㉟	"	39	補 習 科	260	"
㉟	"	40	家 業		
㉟	42	?	?	608	商業

うか。この疑問はまだ解決されずに残っている。この点を考えるためにには、地方の上層及び中間層の中学校像の変質を捉える必要がある。そこで次に、この時期に新設された中学校が、実際にどのような教育機能を果たし、地域住民にどのようなイメージを与えていたのかを検討したい。

### B. 新設中学校の教育機能

#### ——千葉県立佐原中学校の事例——

千葉県立佐原中学校は、香取郡佐原町に設置され、明治33年に開校した。佐原町は商業や醸造業が盛んであったが、周辺は農業地帯であった。

表8は、佐原中の35年度入学者98名のうち、父親（戸主となっている祖父を含む）が香取郡内に居住する62名について調べたものである。父親の住所・氏名、中退者及びその理由、卒業者及びその席次、進路は佐原高校所蔵文書に、また直接国税納税額と職業はⅡ-Bで用いた35年版の『千葉県紳士名鑑』による。

卒業者に比して中退者の方が、低い階層の者がやや多い。経済的な事情で中退した者が少しあるかもしれない<sup>25)</sup>。しかし全体としてみれば、主として学力によって淘汰されたといえる。

もう一つ重要なのは、上級学校への進学要求がかなり強いことである。進学者以外にも補習科や正則英語学校等の東京の予備校に入って浪人となつた者が8名もいる。しかも進学するか否かは卒業時の席次と相関している。

この史料によれば、当時の新設校では、学力による強い選抜機能によって多数の生徒を中退させながら、一部の生徒の進学要求を満たしていたといえる。進学予定の者とそうでない者と一緒に教育すれば、前者の方が高い成績を挙げるのが当然である。最も恩恵を受けたのは進学希望者であり、制度自体がそのようにつくられていたのである。

明治32年の改正中学校令、中学校編制及設備規則、さらには35年の中学校教授要目は、中学校教育を質的に向上させることを意図していた。例えば原則として学級定員を35人以下、学校定員を400人以下に制限したことによってもわかるが、少数者だけに完全な教育を施す方向で制度が整備されたのである。

同時にそれは、中学校教育の水準の平均化でもあった。当時の全国の中学校は、高校への進学者数を基準とすれば、三層構造をなしていた。一番上の層は東京の中学校（ほとんど私立）である。東京だけで高校進学総数の約2割を占めていた<sup>26)</sup>。二番目の層は、各府県に20年

代以前から設置されていた中学校で、高校への進学者数は10名前後であった。そして最下層が30年前後に新設された中学校であった。高校への進学数は2~3名程度であった。一連の制度の整備によって、教科内容から教員、設備等に至るまで画一化された結果、地方の中学校は地域の状況に見合った水準を保つことができず、進学率の高い学校に引き寄せられる形で、次第に質を高めていった。

従って佐原中学校の例からもわかるように、資産の多少にかかわりなく多数の中退者を生み出す教育が行われた。Ⅱで述べたような、地方中間層の漠然とした、しかし多様な期待を満たす学校ではなかった。

### IV. 中学校像の変質とその意味

各地に新設された中学校の現実の教育機能は、地方中間層の中学校設立要求を鎮静化させるものであった。特に入学者の半分に達する中退者は、中学校に対する漠然とした期待を捨てさせてなのに十分効果があった。中学校像の変化は、府県議会での議論によく反映されている。

例えば36年末の千葉県会では「本県々立中学校中改廃ニ関スル意見書」が全会一致で可決されて知事に提出された。これは2~3の中学校を実業学校に改組することを求めたもので、その趣旨についてある議員は次のように述べている。

「(中学校の) 数バカリ多クテモ其ノ学校が不完全デアツタナレバ決シテ充分ナル教育ハ出来マセヌデ先日知事ノ御演説モゴザイマシタガ入学者ノ六割以上退学スルト云フノハ之レハ何デゴザイマセウ詰リ中学校ノ中等教育ヲ受ルガ為メニ入ルノデナクシテ結局近所へ出来タカラ入ツテ見ヤウト云フ意旨デ入ルノデアルト云フ事ハ知事閣下ノ公言セラレテ居ル処ゴザイマス」<sup>27)</sup>

この意見書が全会一致で通ったということは、この発言にみられるような中学校に対する失望感が一般の選挙民の間にも広がっていたことを推測させる。なお、上記のような動きによって、銚子中学校が商業学校に、松戸分校が園芸専門学校に改組された。

さて、中学校設立要求が鎮静化し、代わって実業学校等が設置されていく一方で、中学校への進学要求は弱まるところなく、むしろ強まっていった。中学校入試倍率は、1.6~1.9倍であり<sup>28)</sup>、特に有名校には志願者が集中する傾向があった。このことは一体何を意味していたのであろうか。

一つは、中学校がもはや地域の多様な階層・職業の人

々の共通した要求の対象とはなりえなくなったという事である。中学校の増加は、府県に約5校設置された段階で停止し、そのため全ての中間層以上の子弟が行く学校とはならなかつた。確かに立身あるいは出世のルートとして中学校は必要であり、従つて上記のように進学要求は衰えなかつたが、とりわけ中間層にとっては直接役立つ知識を授けてくれる実業学校も同時に必要であつた。その結果、地域全体の中間層以上の人々が一致して中学校の設立を求めるることはほとんどなくなり、他方で農業・商業等の業種毎に実業学校設立要求が出されるようになつたのである<sup>29)</sup>。

もう一つの意味は、中学校と中間層との関連である。中学校の増加が中途半端に終わつたために、中学校は中間層を育成する機能を果たさなかつたばかりでなく、逆にこの階層を分解させたのである。即ち、佐原中学校の例でみたように、中学校は主として学力によってエリート人材を選別していた。ここを良い成績で卒業できれば、より高い階層へ移動する機会が与えられた。しかし逆に、中学校に行かなかつた者は、地方の農（商）業の小規模経営に従事しながら、常により低い階層に転落する危険にさらされていた。資本主義の発展は地方中間層を分解させるものであったから、中学校へ行くか行かないかということは非常に大きな意味があつたのである。

中等教育制度の整備によって地方中間層の中学校像は変質し、その結果中学校は上記のような特權的な性格を付与された。戦前期の中学校制度を考える上で、この時期の地方中間層の中学校像の変化は重要な意味をもつてゐるのである。

（指導教官 寺崎昌男教授）

### 注

- 1) 本山幸彦「中央の教育政策と地方中等学校の関係」、本山幸彦編『明治前期学校成立史』、未来社、1965、p.46。
- 2) 三井原仙之助編『全国尋常中学校統計書』、明治32年。
- 3) この現象は、主として自作農、小地主の富裕化によって生じたものであるが、その原因について、楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本における資本主義の発達』3（東大出版会、1957）では次の七点が指摘されている。即ち、第一に、非農業人口（主に都市人口）の増加により、食糧農産物の需要が増大したこと、第二に、交通手段の発達により商業的農業が発展したこと、第三に、以上のことによって農産物価格が一般物価以上に上昇したこと、第四に、工業発展と貿易の拡大で、まゆ等の原料農産物の需要が急増したこと、第五に、農業技術が発展したこと、第六に、都市への流出者の仕送り収入や兼業収入が得られたこと、第七に、増税がほとんどなかつたことで税負担が相対的に小さくなつたこと、である。
- 4) 県会内の動きについては『神奈川県会史』3による。
- 5) 例えば共に戸数約600戸の南毛利村と愛川村の郡選挙権有権者数（直接国税3円以上、32年9月現在）は、前者が

- 270名であるのに対し後者はわずか130名である（数値は『愛甲郡制誌』、大正14年）。
- 6) 篠田良民編『自治団体之沿革 神奈川名簿』、昭和2年。
- 7) 同上。
- 8) 「自由党員名簿」（『神奈川県史』通史編4、pp.407～9）、「地租輕減義捐有志者名簿」（同上資料編13所収）、「規約書」署名者名簿（同上）、「『租税輕減哀願書』署名者名簿」（同上）。
- 9) 31年の県会で、憲政本党の杉谷弥之吉は「教育トカ、土木トカ云フコトハ、党派ト云フ觀念ヲ去リマシテ、懸命ナル脳髄ニ訴ヘラレテ、相当ノ判断ヲスルノガ、私ハ至当ト考ヘマスガ、（中略）成ルベクハもつと込ミ入りマシテ、ドウカ是等ノコトハ隨意問題トシテ、諸君ガ判断ニ任カセテ御ヤリナサルト云フコトニ私ハ願ヒタイ、大勢定ツタ党議ノ上デ決シタカラ、是等ノコトハ何シテモ宜シイ、煮テ喰ウモ、嗜ンデ喰フモ勝手ト云ヤウナコトデナク、ドウカ慎重ニ御考ヘアリタイト思フ」（『明治三十一年十一月通常千葉県議会議事録』pp.618～9）と述べ、憲政党による組織的かつ強引な中学校予算の議決を非難している。
- 10) 以上の経過については、東金町の有力者で、当時郡議のち県議となり、銀行や新聞社の役員をもつてゐた志賀吾郷の日記『吹塵錄』（成東高校『九陵』21に一部所収）、及び『明治三十一年第五回成東町議事録』等による。
- 11) 『読売新聞』31年12月17日。
- 12) 所有地価1万円以上（地租250円以上）の大地主は、明治29年の『埼玉県各郡大地主名簿』（『埼玉県史』資料編21）に出ているが、設立運動の『名簿』と重複するのは高山仁兵衛、沼田治兵衛（いずれも「寄附者」）だけである。
- 13) 『川越市史』4による。
- 14) 同上。
- 15) 「県立尋常中学校ヲ本郡内へ建設セラレントラ請フ建議案」（明治31年10月、『東金市史』4）。
- 16) 「尋常中学分校設置ニ関スル建議案」（明治28年、『埼玉県議会史』3）。
- 17) 「県立中学校設置ノ議ニ付建議書」（明治32年5月、『明治小田原町誌』）。
- 18) 明治27年3月1日「尋常中学校ノ学科及其程度」改正による。
- 19) 明治27年6月15日「尋常中学校実科規程」による。
- 20) 同時に、実科は普通の中学校より格が低いという観念も影響している。
- 21) 同じ期間に私立は42校増えている。この中には、千葉県の大成中学校のように、地域住民の力で設立・維持されてゐたものもあるが、大部分は宗教団体等の設立による学校で、地方中間層の学校設立要求の直接的な反映ではない。
- 22) 31年10月の第2回高等教育会議に提出された実業学校令案の第3条では「北海道及府県ニ於テハ、土地ノ情況ニ応シ必要ナル実業学校ヲ設置スルシ」となっていたが、内務省の反対等により「設置スルコトヲ得」と修正の上発布された。
- 23) 田所美治編『九十九集』、明治36年、所収。
- 24) 『学制百年史』の数値には疑問があるので、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』4（1974）の1153ページの表の数値を用いた。
- 25) 佐原高校には、明治39～41年度における優等生と貧困との関連についての調査結果が残っているが、それによれば第3学年以上の優等生で貧困のために中退した生徒は3年間でわずか1名である。なお、「優等生」とは学年成績の総平均が85点以上の者で、各学年10名強であった。
- 26) 例えば明治43年度の高校入学者総数1,140名中、217名は東京の中学校の卒業生であった（文部省『明治43年全国公立

- 私立中学校ニ関スル諸調査』)。
- 27) 藤代市之輔の発言,『千葉県議会史』2, p.661。
  - 28) 深谷昌志『学歴主義の系譜』,黎明書房,1969, p.343。
  - 29) 明治30年代に入ってから,寄生地主制度が確立していくにつれ,上層は生産活動から離れ,地域社会の経済や文化の発展に対する関心を失い始める。

## (付記)

本稿作成にあたり,寺崎昌男先生を始め,石川松太郎,三浦茂一,土方宛子の諸先生,神奈川県立文化資料館の永野勝康氏,厚木高校の大畠哲先生,成東高校の加藤時男・塚本庸両先生,川越高校の伊藤豊先生,元佐原高校事務長の椎名勇氏など,多くの方々から御指導を受け,あるいは貴重な史料を閲覧させていただくことができた。ここに感謝の意を表したい。